

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年7月3日

富士見町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			立沢地区	無	令和2年度～令和6年度	立沢集落協定
	○			乙事地区	無	令和2年度～令和6年度	乙事集落協定
	○			瀬沢新田地区	無	令和2年度～令和6年度	瀬沢新田集落協定
	○			烏帽子地区	無	令和2年度～令和6年度	烏帽子集落協定
	○			下蔦木地区	無	令和2年度～令和6年度	下蔦木集落協定
	○			先達地区	無	令和2年度～令和6年度	先達集落協定
	○			田端地区	無	令和2年度～令和6年度	田端集落協定
	○			上蔦木地区	無	令和2年度～令和6年度	上蔦木集落協定
	○			高森地区	無	令和2年度～令和6年度	高森集落協定
	○			葛窪地区	無	令和2年度～令和6年度	葛窪集落協定
	○			御射山神戸地区	無	令和2年度～令和6年度	御射山神戸集落協定
	○			小六地区	無	令和2年度～令和6年度	小六集落協定
	○			机地区	無	令和2年度～令和6年度	机集落協定
						～	